

特記仕様書

工事名：岩手南部森林管理署遠野支署材木町造林倉庫外1解体工事

1 当該財産の解体撤去

- (1) 受注者は、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 火災の予防については万全の措置を講ずるものとし、監督職員の指示事項があれば、それに従わなければならない。
- (3) 現場に、一般者の出入りを禁止する場合は、立ち入り禁止の表示をする等、十分な規制措置を講じなければならない。
- (4) 工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、またはその兆候を発見した場合は、応急な措置を講ずるとともに延滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (5) 解体等に使用する機械は、バックホウ0.5m³クラスの重機とする。
- (6) 解体物は、種別毎に分類し、積み込みを行うこと。
- (7) 解体撤去跡地は、バックホウにより整地する。なお、整地材料については、現地発生材を利用するが、整地材料として不適当と認められる場合は、監督職員と協議すること。
- (8) 作業足場設置に当たっては、転落防止等の安全対策を講じること。

2 当該財産の産業廃棄物処分及び運搬

- (1) 産業廃棄物処分及び運搬に当たっては、可燃物類及び不燃物類に分類し、さらに工種別数量内訳書・数量計算書に記載している産業廃棄物処分毎の種別に応じて、運搬車に積み込みを行うこと。
- (2) 産業廃棄物処分については、岩手県内の中間処理業者等にて処分すること。
- (3) 造林倉庫には、調査の結果、石綿含有建材(レベル3)が含まれており、適正に処理すること。
(PCB及びアスベスト調査報告を参照)
- (4) 記載のない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

3 アスベスト含有建材の除去について

- (1) 石綿作業主任者を配置できること。
- (2) アスベスト含有建材の除去に従事する作業員(以下、「除去作業員」という。)は、石綿取扱作業従事講習を受けた者とする。
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置できること。